

急速な少子化が進む時代の 大学と質保証

吉田 文
(早稲田大学)

アウトライン

1. 高等教育の評価と質保証の構図
2. 事後評価の開始
3. 認証評価の時代
4. 質保証の登場
5. 内部質保証への移行
6. 将来像答申・学士課程答申の影響力
7. 教員から学生へ：学修成果
8. 学修に焦点化
9. 質保証を見せる相手
10. 学修成果と教育成果
11. 認証評価制度の見直し
12. 緻密化する質保証システム
13. 考慮すべき視点

1. 高等教育の評価と質保証の構図

	外部質保証		内部質保証
	政府	評価機関	大学
事前	1956 : 大学設置基準による 設置認可		
事後	2003 : 国立大学法人評価 2005 : 設置計画履行状況等調査 (AC)	2004 : 第三者評価 (認証評価)	1991 : 自己点検・自己評価 の導入 (1999 : 義務化) 2005 : 私学の財務情報公開 2011 : 教育情報の公表促進 2019 : 私学の財務情報公開 (役員名簿や寄付行為)

2. 事後評価の開始

- 1991：大綱化；自己点検・自己評価の努力義務化（←1986：臨教審第二次答申で大学の自己検証・自己評価を要請）
- 1998：第三者評価システムの導入を提言（「21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」）
- 1999：自己点検・自己評価の義務化

大学教育改革の一環として開始

日本の大学/大学教員は教育をしていない

モデルとしてのアメリカ

外部評価は身内の評価⇒認証評価

3. 認証評価の時代

- 2000：大学評価・学位授与機構創設
- 2002：認証評価制度の導入の提言（「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について」）
- 2004：**認証評価制度の開始**

<背景：新自由主義的改革の時代>

- “事前規制から事後チェックへ”（総合規制改革会議）
- 2004：国立大学法人化、2003：専門職大学院、2003：株式会社立大学
- 2003：**設置認可の準則化**

4. 質保証の登場

「我が国の高等教育の将来像」(2005)

- 保証されるべき「高等教育の質」：教育課程の内容・水準、学生の質、教員の質、研究者の質、教育・研究環境の整備状況、管理運営方式等の総体
- 国公立の大学等：カリキュラムの策定、入学者選抜、教員や研究者の養成・処遇、各種の公的支援、教育・研究活動や組織・財務運営の状況に関する情報開示等のすべての活動を通して実現されるべきもの

* 高等教育のすべてが「質」⇒そのすべてを「保証」しなければならないのか？

* 事前・事後の評価の適切な役割分担と協調⇒どのような分担なのか？

5. 内部質保証への移行

「学士課程教育の構築に向けて」（2008）

- 「内部質保証」：自己点検・評価のための自主的な評価基準や評価項目を適切に定めて運用する、自己点検・評価などP D C Aサイクルが機能
- 評価機関は、対象大学に対し、自己点検・評価の基準等の策定を求め、恒常的な内部質保証体制が構築されているか否かのチェックに努める

* 大学は、自己点検・評価を適切に運用すれば、質保証になるのか？

* 「適切」とは何か？

* 評価機関：大学が自己点検・評価を運用しているか否かのチェックが仕事？

6. 将来像答申・学士課程答申の影響力

- **学士課程教育**：1998；21世紀の大学像と今後の改革方策について（学部(学士課程)教育)
- **分野別質保証**：2008～；学術会議における分野別参照基準
- **3つのポリシー**：2016；3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン
- **学位プログラム**：2018；2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム）

7. 教員から学生へ：学修成果

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（2012）

- アセスメント・ポリシー：プログラム共通の考え方や尺度
- 教学マネジメント：ポリシーに則って評価し、それをプログラムの改善・進化につなげる改革サイクル
- 評価の方法：学修行動調査、アセスメント・テスト（学修到達度調査）、ルーブリック、学修ポートフォリオ等

* 質保証：提供する教育から、学生の学修成果へ転換

* 教育（教員）と学習（学生）のギャップの問題

8. 学修に焦点化

2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（2018）

- 「学び」の質保証：入学時から修了時までの学修者の「伸び」、更に卒業後の成長をも意識した質の向上
- 保証すべき高等教育の質：「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」、「大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」

* 学生の学修に焦点化しているようで、提供する教育に言及

* 結果（学生の学修成果）だけでなく、プロセス（教育）も重視

9. 質保証を見せる相手

グランドデザイン答申（2018）

- 学修者本位の教育への転換：学修の成果を学修者が実感できる教育、「学び」の意欲を満たす、自らの可能性を最大限に発揮する

学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（2023）

- 出口における質保証：産業界からの「出口における質保証」の充実・強化を求める声、産業界との連携・協力

* 学生が成果を実感できればよいのか、産業界の求めに応じた学修成果を挙げるのか？

10. 学修成果と教育成果

グランドデザイン答申（2018）

- （学修成果・教育成果の可視化）

アセスメントテストの結果、TOEICやTOEFL等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価等

- （大学教育の質）

ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPAの活用状況、IRの整備状況等

* 学修成果と教育成果は同じか？

* 大学教育の質は、教育の周辺情報

11. 認証評価制度の見直し

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～ について（2025）

- 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに
- 教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。

(続き)

- 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。

* 外部で作成された定量的な基準で学修成果を評価することの意味は何か？自己点検・評価は不要か？

* 質保証を見せる相手は国民か？

12. 緻密化する質保証システム

- 質保証に関する20年の議論：大学は自ら質保証ができていない⇒
不断の改革が必要⇒もっと厳格な評価システムを
- 改革疲れが指摘されても、定量的評価を
 - なぜ、求められる質を保証できないのか？
 - それは大学の努力不足・改革の不徹底か？
 - 質保証の仕組みに内在する問題はないか？

13. 考慮すべき視点

- **「質」とは何か**：高等教育の総体⇒教育（研究）⇒学修成果
多様な質に応えること（評価すること）はできるのか？
- **学修成果とは**：最終結果/学修の経過/学生時代の諸活動
学修成果としても多様、すべてを包含する仕組みはできるか？
- **何を評価するのか**：内部質保証が機能していることか（プロセス）、学生の学修成果（結果）か
プロセスと結果が連動するとは限らない。その場合、どちらが重要か？

(続き1)

- **評価の基準は何か**：適合/不適合⇒質の向上（内部質保証）⇒質の段階評価（外部評価）で作成された段階
基準に適合すればよい（P/NP）、段階評価なのか？
- **評価機関の役割は何か**：大学の自己点検評価の運用の程度を評価するのか⇒大学が評価した学修成果⇒外的基準による学修成果の評価
認証評価はどこまで評価に踏み込むか？
- **「質」を見せる相手は誰か**：評価機関⇒学生の実感⇒産業界⇒国民
誰のニーズに応えればよいのか？

(続き2)

- **教育と学習との関係**：教員が提供する教育とそれにもとづく学生の学習とは1対1関係にならない。教育の工夫が学修成果に結びつくとは限らない
- **学生の学修成果**：知識の獲得と能力の涵養は別。学習成果を能力として示すことが可能か
- **質保証・向上は重要課題**：それに至る要因の複雑な構造。複雑な構造を解かずして（解けないことに気づかずして）、評価システムだけが複雑化してはいないか。